

○福岡県警察規程等審査規程

平成14年3月14日

福岡県警察本部訓令第10号

福岡県警察規程等審査規程を次のように定める。

福岡県警察規程等審査規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、福岡県警察公文書管理規程(平成14年福岡県警察本部訓令第7号)第25条及び第51条の規定に基づき、福岡県警察規程等審査委員会(以下「審査委員会」という。)の設置及び規程等の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 規程等の審査を行うため、福岡県警察本部に審査委員会を置く。

(構成)

第3条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には警務部長を、副委員長には警務部警務課長をもって充てる。

3 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部総務課長
- (2) 警務部監察官室長
- (3) 生活安全部生活安全総務課長
- (4) 地域部地域課長
- (5) 刑事部刑事総務課長
- (6) 暴力団対策部組織犯罪対策課長
- (7) 交通部交通企画課長
- (8) 警備部公安第一課長

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて審査委員会を招集し、その議事を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその議事を代行する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し審査委員会への出席を求めることができる。

(幹事及び書記)

第5条 審査委員会に、警察本部長が指名する幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、委員長の命を受け、審査委員会の事務を処理するものとする。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

(審査文書)

第7条 起案文書は、次の区分により審査を受けなければならない。

(1) 審査委員会の審査を受けるもの

- ア 福岡県条例及び福岡県規則の案
- イ 公安委員会規則及び公安委員会規程の案
- ウ 公安委員会告示及び警察本部告示のうち重要なものの案
- エ 訓令の案
- オ その他警察本部長が必要と認めるもの

(2) 副委員長の審査を受けるもの

- ア 内訓の案
- イ その他警察本部長が必要と認めるもの

2 前項第1号の規程等のうち、軽易なものは、副委員長の審査とすることができる。

(審査手続)

第8条 所属長は、前条の審査を受ける規程等があるときは、審査に必要な期間を考慮の上、関係書類を添えて審査委員会又は副委員長に提出し、審査を受けなければならない。この場合において、当該規程等が他の部又は所属に関係のあるときは、当該部長又は所属長に合議の上、審査委員会又は副委員長に提出して審査を受けなければならない。

2 所属長は、必要があると認めるときは、審査委員会への付議に代えて回議により審査を受けることができる。

3 審査委員会又は副委員長は、規程等の審査をした結果、その内容が適当でないと認めるときは、所要の修正、指示、勧告等をするものとする。

4 審査委員会の審査を終了した起案文書には、「規程等審査委員会審査済」と記載し、委員長、副委員長及び委員の押印を要しないものとする。

(審査文書の引継ぎ)

第9条 所属長は、審査を受けた起案文書の決裁を終えたときは、これに関係資料を添えて副委員長に引き継がなければならない。ただし、起案した所属において保管する必要があるときは、その都度副委員長と協議の上、当該所属において保管することができる。

2 所属長は、前項の規定により起案文書を副委員長に引き継いだときは、その写しを保管するものとする。

(運用細則)

第10条 この訓令の運用に関し必要な事項は、委員長が別に定める。